

「佐賀県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」

第1 指針策定について

この指針は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号、以下「法」という。)第4条に基づき、国が第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針」(平成13年農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号)に即して、佐賀県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関して必要な事項を定めたものです。

なお、本指針で使用する用語の定義については、法第2条の規定によるものとします。

第2 特定建設資材をめぐる地域の現状

1 地域の特性

(1) 佐賀県の地勢

本県の面積は約2,440㎢で49市町村(7市37町5村)に区画されており、県の北部には天山・脊振山系、西部には多良山系が連なっており、南部には、広大な佐賀平野が広がっています。

河川は、東部県境を筑後川が有明海に注ぎ西北部には松浦川が、重要港湾である唐津港、伊万里港を有する玄界灘に注いでいます。

本県は、まとまりのある県土の中で、一体的発展を図るため「県内主要都市間55分圏」の実現を目指しています。また、可住地面積割合が55.5%(全国32.3%)と高く、森林面積割合が44.4%(全国66.1%)と低いことも特徴の一つです。

(2) 佐賀県の建設工事

ア 建設業及び解体工事業の状況

県内の建設業者は、平成13年3月末現在で、建設業法に基づく建設業の許可を受けた者が約4,100社となっており、そのうち、解体工事業を営むことのできる業種の許可を有している者は、土木が1,471社、建築が1,429社、とび・土工が1,056社となっています。

また、法に基づき解体工事業の登録を受けた者は、平成14年2月末で22社となっています。

イ 建設投資の状況

国内の建設投資は、景気停滞の影響などにより減少しています。県内においても、総じて減少傾向にあります。

また、本県における建設投資は、県内総生産に対して約 2 割を占めており、全国と比較して高い割合になっています。

国内総生産、県内総生産のうち建設業（公共）の比率 (単位：10億円)

	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度	平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度
A 国内総生産	487,527	492,265	501,960	515,248	520,177	514,456	513,682
B 建設投資 C + D	84,049	79,251	76,952	77,289	70,421	67,198	66,424
C 公共投資	35,306	33,609	33,617	31,442	30,447	31,404	31,179
D 民間投資	48,743	45,642	43,335	45,847	39,974	35,794	35,245
B / A	17.2%	16.1%	15.3%	15.0%	13.5%	13.1%	12.9%
C / A	7.2%	6.8%	6.7%	6.1%	5.9%	6.1%	6.1%
a 県内総生産	2,651	2,702	2,794	2,861	2,839	2,848	2,839
b 建設投資 c + d	704	639	668	607	529	567	571
c 公共投資	382	381	415	304	299	353	360
d 民間投資	322	258	253	303	230	214	211
b / a	26.6%	23.6%	23.9%	21.2%	18.6%	19.9%	20.1%
c / a	14.4%	14.1%	14.9%	10.6%	10.5%	12.4%	12.7%

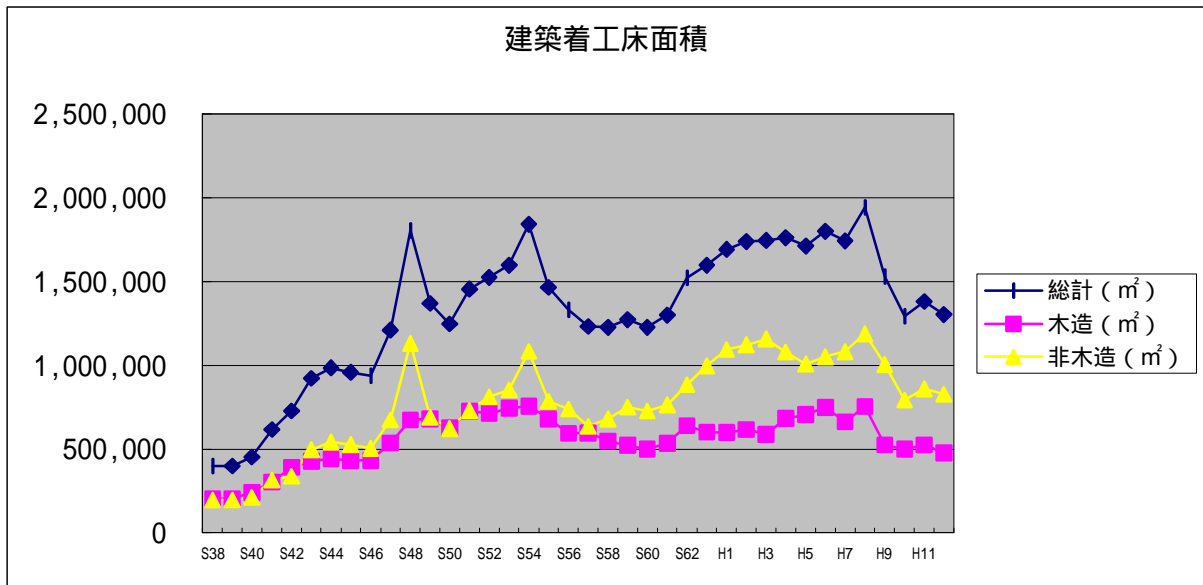
出典 (A) 国民経済計算 (a) 佐賀県統計年鑑 (B) (b) 建設総合統計年度報
平成 11 年度は速報値

2 建設資材廃棄物の状況

(1) 建築物の着工及び解体工事等の経過

ア 建築物の着工床面積の推移

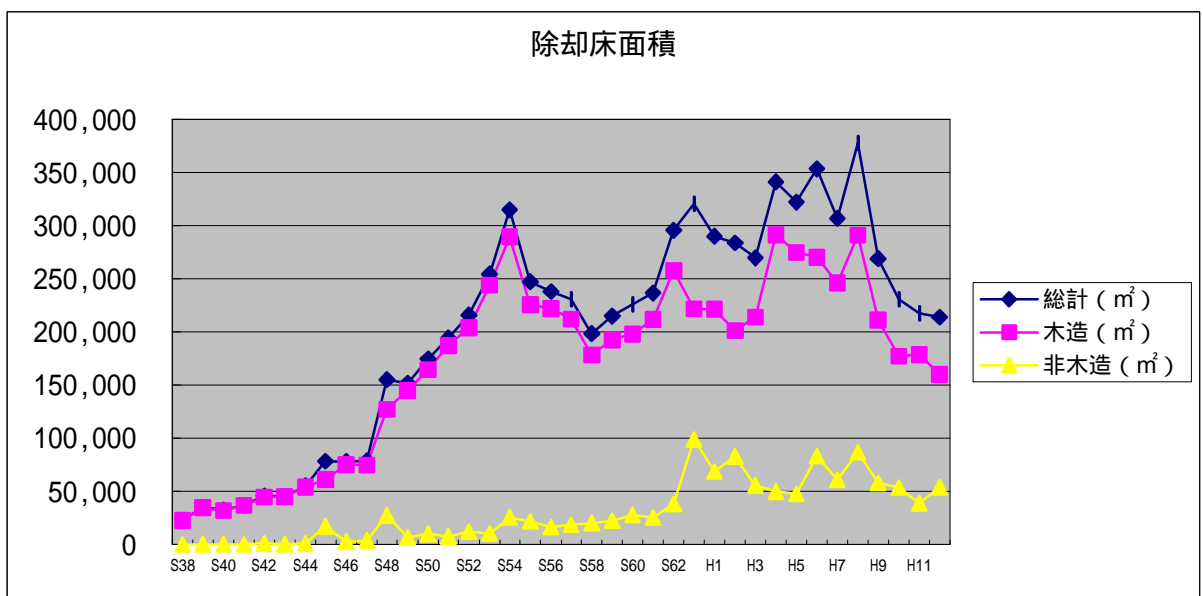
本県の昭和 38 年から現在までの建築物着工床面積の推移をみると、昭和 43 年頃から非木造建築物の着工床面積が木造建築物の着工床面積を上回り始めています。



イ 建築物の解体工事等の推移

本県の昭和38年から現在までの建築物除却床面積の推移をみると、木造建築物の除却面積割合が、平成12年度で全体の約7割を占めています。

また、建築物の解体工事は新築工事に伴い施工されることが多いので、解体工事の推移は、建築着工床面積の推移と同じような動きを示す傾向にあるといえます。



(2) 建築工事に伴う特定建設資材廃棄物の発生量の推計

ア 建築物の新築工事に伴う発生量の推計

建築物の新築工事に伴い発生する特定建設資材廃棄物の発生量は、新築建築物の床面積に発生原単位（平成12年度建設副産物実態調査結果）を乗じて算出します。

それにより建築物の新築工事に伴う特定建設資材廃棄物の発生量の推計を行ったところ、今後は、人口の減少や経済の低迷等により新築着工床面積が減少していくと見込まれるため特定建設資材廃棄物の発生量は減少していくとみられます。

着工床面積予測 (単位：m²)

	平成17年度	平成22年度
木造	387,270	348,770
非木造	667,930	605,750

着工に伴う発生量推計(コンクリート塊) (単位：t)

	平成17年度	平成22年度
木造	-	-
非木造	9,685	8,783

着工に伴う発生量推計(アスファルトコンクリート塊) (単位：t)

	平成17年度	平成22年度
木造	-	-
非木造	5,677	5,149

着工に伴う発生量推計(建設発生木材) (単位：t)

	平成17年度	平成22年度
木造	4,880	4,395
非木造	2,405	2,181

イ 建築物の解体工事に伴う特定建設資材廃棄物の発生量の推計

建築物の解体工事に伴い発生する特定建設資材廃棄物の量は、除却建築物(推計床面積)に発生原単位(平成12年度建設副産物実態調査結果)を乗じて算出します。

建築物の解体工事は新築工事に伴い実施されることが多いため、解体工事についても、除却床面積が減少していくと推計されるため、建築物の除却に伴う特定建設資材廃棄物の発生量は、新築工事と同様に減少していくと見込まれます。

除却床面積予測 (単位：m²)

	平成17年度	平成22年度
木造	115,185	98,822
非木造	36,112	31,531

除却に伴う発生量推計（コンクリート塊）（単位：t）

	平成17年度	平成22年度
木造	35,627	30,565
非木造	42,829	37,396

除却に伴う発生量推計（アスファルトコンクリート塊）（単位：t）

	平成17年度	平成22年度
木造	-	-
非木造	2,141	1,870

除却に伴う発生量推計（建設発生木材）（単位：t）

	平成17年度	平成22年度
木造	15,158	13,005
非木造	1,426	1,245

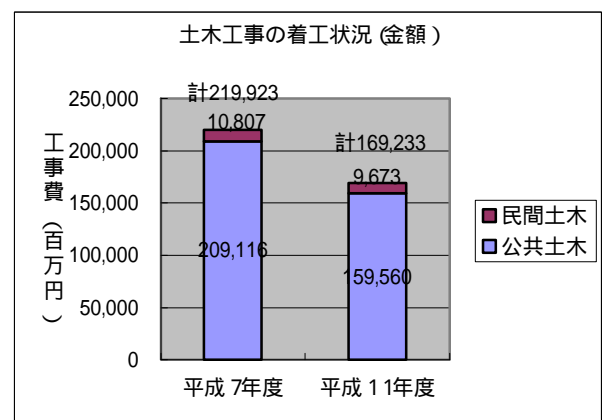
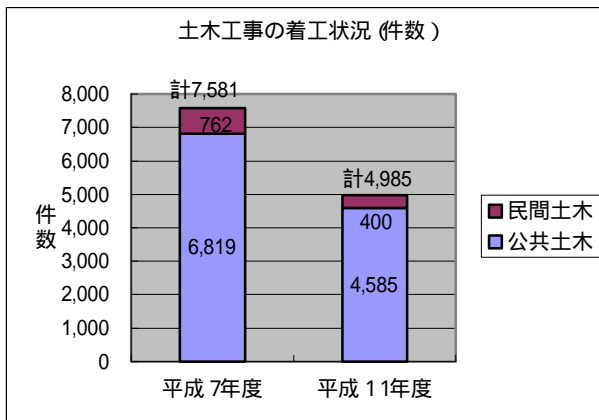
（3） 土木工事の実施状況

本県の土木工事の実施状況は、経済の低迷などの影響により減少傾向にあります。

土木工事の着工状況

		平成7年度	平成11年度	増減率
工事件数 (件)	公共土木	6,819	4,585	-33%
	民間土木	762	400	-48%
	合計	7,581	4,985	-34%
工事費 (百万円)	公共土木	209,116	159,560	-24%
	民間土木	10,807	9,673	-10%
	合計	219,923	169,233	-23%

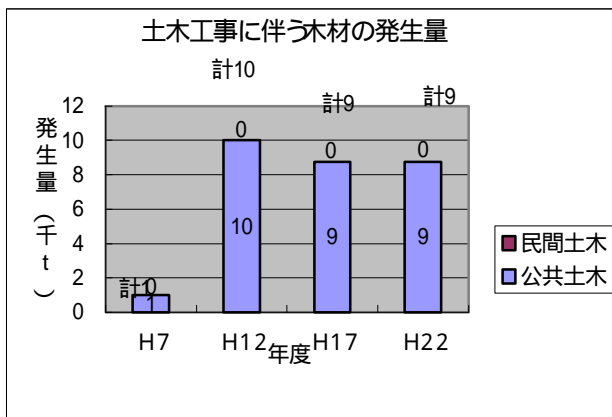
資料：「公共工事着工統計」「民間土木工事着工統計」（国土交通省）



(4) 土木工事に伴う特定建設資材廃棄物の発生量の見込み

土木工事に伴う特定建設資材廃棄物の発生量は、土木工事の規模（金額）に廃棄物発生原単位（平成12年度建設副産物実態調査結果）を乗じて算出します。

それにより本県の土木工事に伴う特定建設資材廃棄物の発生量の推計を行ったところ、公共工事は抑制傾向となることや、民間土木工事も減少基調となることが予想されことから、特定建設資材廃棄物の発生量も平成12年度のレベルで減少していくとみられます。

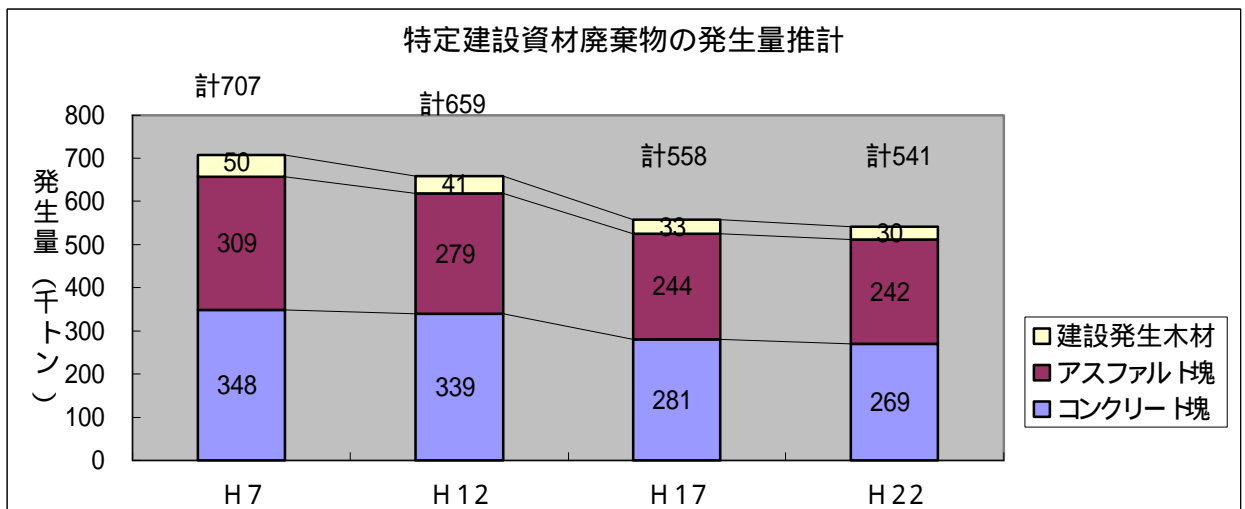


平成7年度、平成12年度の数値は、建設副産物実態調査による。

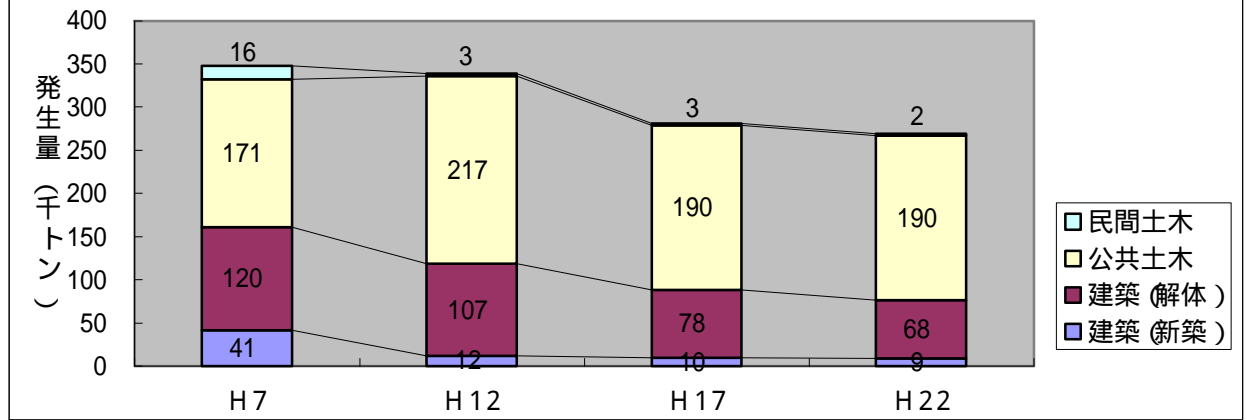
平成17年度及び平成22年度の推計値は、(財)建設経済研究所「建設市場の中長期予測」による建設投資の予測を基に推計した。

(5) 特定建設資材廃棄物の発生量（まとめ）

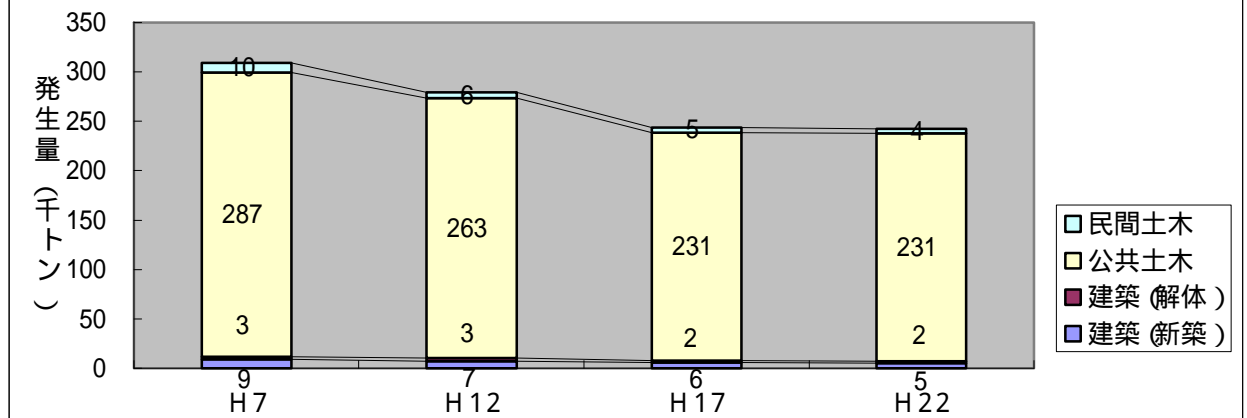
特定建設資材廃棄物の発生量は、平成12年度に659千トンであったものが、平成17年度には558千トン、平成22年度には541千トンに減少すると見込まれます。



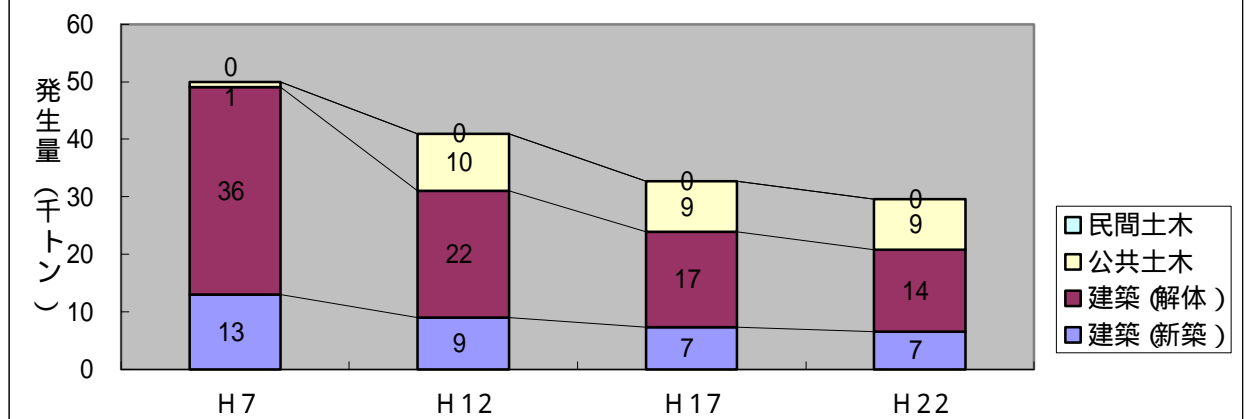
コンクリート塊の発生量推計



アスファルト・コンクリート塊の発生量推計



建設発生木材の発生量推計

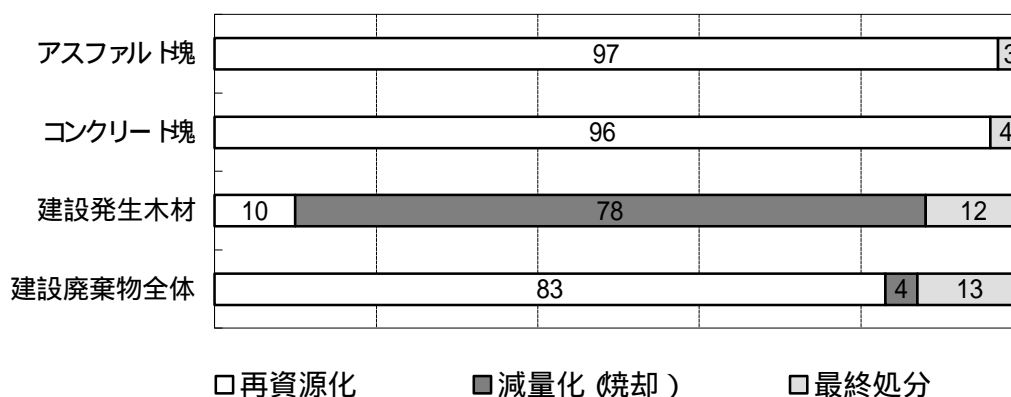


(6) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の状況

平成12年度の建設副産物実態調査によれば、本県における特定建設資材廃棄物の再資源化等率(工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率。以下同じ。)は、公共事業で需要量が多いコンクリート塊で96%、アスファルト・コンクリート塊で97%となっています。

一方、建設発生木材については、一部がチップ化されマルチング材や堆肥、公園の園路材等に活用されているものの需要が少ないことなどから、再資源化等率は10%と、大半が減量化(焼却)されている状況です。

建設廃棄物種類別の再資源化等の状況



3 再資源化施設の立地状況及び処理能力

本県におけるコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材の再資源化施設の状況は、平成14年3月末現在で表1のとおりです。

表1 再資源化施設の状況

	箇所数	処理能力	
		日当り	年間
コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊	68箇所	35,130 t / 日	8,783 千 t / 年
建設発生木材	15箇所	2,086	522

注) 年間処理能力は、1日当たりの処理能力を年間稼働日数250日として算出した数値である。

資料) 県廃棄物対策課調べ

4 産業廃棄物最終処分場の立地状況及び残存容量

本県における、産業廃棄物最終処分場の状況は、平成12年3月末現在で表2のとおりです。

特に、管理型最終処分場ひっ迫は顕著です。このため、一定の建設工事（対象建設工事）について、分別解体等及び再資源化等を行い、建設資材廃棄物の減量化・リサイクルを推進し、最終処分量を減らすことが特に重要です。

表2 産業廃棄物最終処分場の状況

	箇所	残余容量	残余年数
安定型最終処分場	27	1,535千m ³	12.4年
管理型最終処分場	8	63	1.9

注)管理型は限定許可の1施設を除く。

資料)県廃棄物対策課調べ

第3 建設資材廃棄物の発出抑制と特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的方向

1 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)における基本的な考え方を原則として、まず、建設資材廃棄物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行います。これらの措置を行った後に発生した建設資材廃棄物については、原材料としての再生利用(マテリアル・リサイクル)を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収(サーマル・リサイクル)を行います。

最後に、これらの措置が行えないものについては、その他の適切な方法によって処理するものとします。

なお、発生した建設資材廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に基づいた適正な処理を行わなければなりません。

2 特定建設資材の分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材は、ミンチ解体等の不適切な解体を行った場合、再資源化することが困難です。このため、工事現場で発生する特定建設資材をその種類ごとに分別することが、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進する上で最も重要であり、かつ、不可欠です。

特定建設資材の分別解体等は、その対象となる建築物の種類や構造等により分別解体等の技術が異なる場合があり、国が定める一定の技術基準に従うとともに、建設工事に

従事する者の技能、施工技術及び建設機械の機能等の現状を踏まえ、建築物等の状況に応じた適切な施工方法により特定建設資材の分別解体等が実施される必要があります。

3 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

建設資材廃棄物の再資源化等の促進を図ることが重要であることから、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望まれます。

また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望まれます。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要です。

4 対象建設工事の規模及び再資源化等の距離の基準

(1) 対象建設工事の規模に関する基準

本県における対象建設工事の規模に関する基準は、政令で定めるところによる次の規模とします。

- ア 建築物に係る解体工事については、延床面積が80㎡以上とする。
- イ 建築物の新築又は増築工事については、延床面積が500㎡以上とする。
- ウ 建築物の修繕・模様替工事については、請負代金の額が1億円以上とする。
- エ 建築物以外の工作物工事については、請負代金の額が500万円以上とする。

(2) 再資源化等の距離に関する基準

本県において、指定建設資材廃棄物である建設発生木材を再資源化しなければならない距離の基準については、省令に定めるところによる50kmとします。

(3) 分別解体等の施工方法に関する基準

分別解体等は以下の基準で行います。

- ・ 対象建築物等に関する調査の実施
- ・ 分別解体等の計画の作成
- ・ 工事着手前に講じる措置の実施
- ・ 工事の施工

また、建築物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければなりません。ただし、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りではありません。

建築設備、内装材その他の建築物の部分の取り外し

屋根ふき材の取り外し

外装材並びに構造体力上主要な部分のうち基礎及び基礎ぐいを除いたものの取り外し

基礎及び基礎ぐいの取り壊し

土木工作物に係る解体工事の工程は、次に掲げる順序に従わなければなりません。

ただし、構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難しい場合は、この限りではありません。

さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し

工作物のうち基礎以外の部分の取り壊し

基礎及び基礎ぐいの取り壊し

第4 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための方策

1 地域の状況を踏まえた再資源化等の目標

本県における特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標は、すべての関係者が再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に実施することが重要であることから、今後10年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に重点的に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率は、次表のとおりとします。

コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%

特に、県の事業においては、再資源化等を先導する観点から、コンクリート塊、建設発生木材及びアスファルト・コンクリート塊について、平成17年度までに最終処分する量をゼロにすることを目指します。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための基本的事項

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となります。

県は、再資源化施設の実態を把握するとともに、国の税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資等を積極的に活用するようその制度の普及に努めるなど、その整備を促進するために必要な施策の推進に努めます。

(2) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進のための具体的方策

コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂、再生粒度調整砕石等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材、コンクリート用骨材等に利用することを促進します。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要があります。

建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進します。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進します。

なお、建設発生木材の再資源化を更に促進するためには、再生木質ボード、再生木質マルチング材等について、更なる技術開発及び用途開発を行う必要があります。

また、再資源化の技術開発及び用途開発の動向を踏まえつつ、建設発生木材の再資源化の促進等について必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の上層路盤材、基層用材料又は表層用材料に利用することを促進します。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進します。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要があります。

その他の建設資材廃棄物

プラスチック製品や石膏ボードなどの特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが必要です。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要です。

最終処分

再資源化が困難な建設資材廃棄物を最終処分する場合は、安定型処分品目については管理型処分品目が混入しないように分別した上で安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要があります。

第5 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を効果的に推進していくためには、関係者が適切な役割分担の下で相互に連携しつつ積極的に取り組むことが必要です。

1 建設資材の製造に携わる者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として利用される際の材質、品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しない等により、建設資材廃棄物の排出抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要があります。

また、工場等における建設資材のプレカット等を実施するとともに、その耐久性の向上を図ります。さらに、修繕が可能なものについては、その修繕の実施及びそのための体制の整備に努めるものとします。

再生資源の利用促進の観点からは、品質及び性能の確保に配慮しつつ、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物をできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要があります。

2 建築物等の設計に携わる者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるようにするほか、これらに要する費用の低減に努める必要があります。

建設資材廃棄物の排出抑制の観点からは、発注者の建築物等の用途及び構造等に関する要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要があります。

再生資源の利用促進の観点からは、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要があります。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るよう努める必要があります。

3 発注者

一定規模以上の工事（第3-4-(1)）を発注しようとする者は、受注者が説明する分別解体等を含む工事の内容、廃棄物の再資源化の計画等を十分踏まえ、届出書を工事に着手する7日前までに、県（工事箇所が佐賀市内であれば、佐賀市役所）へ提出しなければなりません。

また、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担等の責務を果たすとともに、元請業者に対して、発生抑制並びに建設資材の分別解体及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示を行うよう努める必要があります。

建設資材廃棄物の排出抑制の観点からは、建築物等の用途及び構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要があります。

再生資源の利用促進の観点からは、建設工事の発注にあたり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するよう努める必要があります。

4 元請業者

対象建設工事の受注者である元請業者は、発注者に対する特定建設資材の分別解体等の計画等についての説明、工事請負契約の書面への特定建設資材の分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方法並びに費用などの明記、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の着実な実施、特定建設資材の分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときの発注者への報告等、法に規定された義務を適切に実施しなければなりません。

また、建設資材廃棄物の発生抑制並びに建設資材の分別解体等及び再資源化の促進に関して中心的な役割を担っていることを認識し、その下請負人に対して、発生抑制並びに建設資材の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の適切な実施について明確な指示を行うよう努める必要があります。

なお、解体工事を施工する場合は、受注者及び下請負人は、法に定める解体工事業の登録又は建設業法第3条に定める建設業（土木、建築、とび・土工）の許可を有するとともに、解体工事の現場ごとに標識を掲示しなければなりません。

5 建設工事を施工する者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等、法に規定された義務を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分

別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要があります。

建設資材廃棄物の排出抑制の観点からは、端材の発生の抑制、再使用できる物を再使用できる状態にする施工方法の採用及び耐久性の高い建築物等の建築等に努める必要があります。

特に、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要があります。

再生資源の利用促進の観点からは、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するよう努める必要があります。また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要があります。

6 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設工事において発生する建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物が発生する建設工事の事業者から委託を受けてその処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化等を適切に実施しなければなりません。

また、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要があります。

7 県

県は、国の政策と相まって、建設資材廃棄物の発生抑制及び特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するために必要な調査、情報提供、普及啓発などの措置を講じるよう努めることとします。

県事業においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成12年法律第100号)の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するものとします。

さらに、再生資源の有効利用及びリサイクル産業の育成を図るための「佐賀県廃棄物リサイクル製品認定制度」を活用して、県事業において、認定された製品の優先的利用に努めるとともに、県民・事業者や市町村にも利用を呼びかけていくこととしています。

なお、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用を促進するためには、公共事業において率先して利用し、その需要量を拡大することが極めて重要です。このため、県では「建設副産物の取扱い方針」により、路盤材、埋め戻し材若しくは基礎材の調達に当たっては、工事現場で発生する副産物の利用が優先される場合を除き、当該現場から40キロメートルの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、これを利用することを原則とするなどの方策を講ずることとして

います。

建設発生木材については、法面の緑化材、再生木質ボードやマルチング材として、利用される用途に要求される品質等を考慮して利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性、経済性等の適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努めることとしています。

さらに、その他の用途についても、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進が図られるよう積極的な取組を行う必要があります。

なお、県事業以外の公共事業においても、県事業における建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用促進のための方策に準じた取組を行う必要があります。

8 市町村

市町村は、国・県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努める必要があります。

第6 その他特定建設資材の分別解体及び再資源化に関する重要事項

1 分別解体等及び再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に適切に反映させるための事項

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要です。

このため、発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する義務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担するものとします。また、受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要があります。

加えて、県及び市町村は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとします。

2 各種情報の提供

県は、受注者が特定建設資材廃棄物の再資源化等を行うに当たって必要となる施設の立地状況等の情報、発注者等が対象建設工事の注文を行うにあたって必要となる解体工事業を営む者の企業情報等の提供が十分なされるように努めます。

3 有害物質等の発生の抑制等

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生の抑制及び周辺環境への影響の防止を図らなければなりません。

また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類、非飛散性アスベスト等の取扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止する措置をとるよう努める必要があります。

なお、冷凍空調機器の冷媒として使用されているフロン類に関して、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に規定する特定家庭用機器に該当するユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の中に含まれるものについては、特定家庭用機器再商品化法又は廃棄物処理法に従って処理されなければなりません。このためには、建築物等に係る解体工事等の施工に先立ち、ユニット型エアコンディショナー及び電気冷蔵庫の所有者は、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があり、過去にこれらを購入した小売業者に引取りを求めること等が必要です。

また、特定建設資材に係る分別解体等において、これと一体不可分の作業により冷凍空調機器中のフロン類が大気中へ拡散するおそれがある場合は、事前に回収することによりこれを防止する必要があります。

さらに、断熱材に使用されているフロン類については、建築物の解体時におけるフロン類の残存量が不明確であること、経済的な回収・処理技術が未確立であること等の課題があります。このため、これらの課題について技術的・経済的な面からの調査・検討を行い、適正かつ能率的な断熱材の回収、フロン類の回収・処理のための技術開発・施設整備等必要な措置を講ずるよう努める必要があります。

非飛散性アスベストについては、粉碎することによりアスベスト粉じんが飛散するおそれがあるため、解体工事の施工及び非飛散性アスベストの処理においては、粉じん飛散を起こさないような措置を講ずる必要があります。

防腐・防蟻のため木材にCCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「CCA処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなります。

このため、CCA処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、CCAが注入されている可能性がある部分を含めてこれをすべてCCA処理木材として焼却又は埋立てを適正に行う必要があります。

なお、このCCA処理木材については、残存するCCAに関する経済的な判別・分離・処理技術が未確立であること等の課題があるため、これらの課題について技術的・経済的な面からの調査・検討を行い、適正かつ能率的なCCA処理木材の分離・回収、再資

源化のための技術開発・施設整備等必要な措置を講じ、C C A 処理木材の再資源化の推進に努める必要があります。

P C B を含有する電気機器等についても、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるので、建築物等の解体に先立ち、これらは撤去され、廃棄物処理法に従って適切に措置されなければなりません。

5 本指針の見直し等

県は、法の施行状況、県における特定建設資材の分別解体及び再資源化、再資源化施設の状況並びに社会経済状況の変化等を踏まえ、適宜、本指針の内容について見直しを行うなど、必要な措置を講ずることとします。